

解消可能資金不足額の算定方法（資金不足比率）①

- 法律案の国会審議における附帯決議等を踏まえ、下水道、地下鉄など事業の性質上、構造的に資金不足が生じる事由がある公営企業については、健全化法における比率の算定の際に、将来解消が見込まれる「解消可能資金不足額」を資金不足額から控除。

解消可能資金不足額の算定方法

省令第6条第1項：以下のいずれかの算定方法により算定した額

□ 累積償還・償却差額算定方式 【対象】公営企業全事業

減価償却費を上回って元金償還費が発生することによる差額を算定（ただし、資本費平準化債発行済額は控除）。元金償還金への一般会計繰入を勘案。

□ 減価償却前経常利益による耐用年数以内負債償還可能額算定方式

【対象】下水道事業、地下鉄事業、路面交通事業

残存償却期間内の減価償却前経常利益をもって解消可能な流動負債の額を算出。残存償却期間は事業別・類型別に一定の年数を用いる。

□ 個別計画策定算定方式 【対象】供用開始後15年以内の下水道事業

地方公共団体において経営計画を策定して供用開始後15年以内に減価償却前経常利益が見込まれる公営企業について、経営計画上の資金不足額を解消可能資金不足額とする。ただし、供用開始後15年以内における資金不足額が元利償還金の2.5倍を超える場合は、超える割合により割落とす。

➤ 基礎控除額算定方式（個別計画策定算定方式に代えて用いることも可）

過去の実例等から将来解消が見込まれるものとして基礎控除する額を設定。具体的には、累積償還償却差額に加え、未利用施設に係る利払いの累計額を解消可能資金不足額とする。

省令第6条第2項

：以下の地方債の現在高（ただし、いずれも建設改良費等以外の経費に係る地方債）

- ・ 経常利益がある法適用企業（又は、経常利益に相当する額がある法非適用企業）が起こした地方債

- ・ 法令の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得て起こした地方債

合算

解消可能資金不足額の算定方法（資金不足比率）②

「累積償還償却差額算定方式」に用いる乗率（他の会計が負担すべき部分を除いた割合）

$$\text{他の会計が負担すべき部分を除いた割合} = 1 - \frac{\text{元利償還金に対する繰入額}}{\text{累積元利償還金}}$$

※ 元利償還金に対する繰入額には、元金償還金等の額に応じて出資されている一般会計等からの出資金を含まない。

「減価償却前利益による負債償還可能額算定方式」の対象事業と残存耐用年数に相当する年数

対象事業	残存耐用年数に相当する年数
主に路面交通事業を営む鉄軌道事業（法適用企業）	25年
主に地下鉄事業、新交通システム事業を営む鉄軌道事業（法適用企業）	45年
下水道事業（法適用企業及び法非適用企業）	45年

「個別計画策定算定方式」（及び「基礎控除方式」）の対象事業と対象期間

対象事業	対象期間
下水道事業（法適用企業及び法非適用企業）	15年以内

$$\begin{aligned} \text{基礎控除額} &= \Sigma(\text{当該年度の前年度までの各年度の未利用施設分利子相当額}) \\ &\quad - \Sigma(\text{当該年度の前年度までの未利用施設分利子平準化債発行額}) \end{aligned}$$

$$\text{各年度の未利用施設分利子相当額} = \text{各年度の地方債の利払い額} \times (45\% - \text{供用開始後経過年数} \times 3\%)$$